

令和6年6月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和6年6月17日（月） 午後1時29分～午後2時

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第19号 富士宮市民文化会館リニューアル工事(建築工事)請負契約の締結について

第4 議第20号 富士宮市立芝川中学校普通教室棟建設工事(建築工事)請負契約の変更について

第5 議第21号 富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について

第6 議第22号 令和6年度6月補正予算について

第7 議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

第8 議第24号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・令和6年度第1回総合教育会議

最初に、令和6年度第1回総合教育会議についてです。今回は、こども・若者支援についてをテーマに実施します。こども家庭統括監から教育部と保健福祉部の連携の在り方についての説明を受けた後、どのように支援体制を強化していくかということ話し合いながら、共通理解を図りたいと思います。日時は、8月20日午前10時から正午までを予定しています。場所は、市議会第2委員会室で行います。今回、出席者については、定例教育委員会の出席者に加えて、保健福祉部のそれぞれの課の課長、係長、こども・若者支援について関わる方々も出席します。教育部と保健福祉部の方々に集まっていただき、全体の場で方向性をしっかり定めたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

・教育長就任に伴う人事

次に、新しい教育長の就任に伴う人事ということで、6月議会で同意が得られたところで決定いたします。皆さん報道等で御存知のとおり、富士宮第二中学校の望月校長が新しく教育長に就任する予定ですので、当然、富士宮第二中学校の校長も替わります。それに伴う人事が行われるということで、6月18日に同意が得られた後、翌日に臨時教育委員会を開き、人事について同意をいただいた後、県に報告します。

・教育新聞への寄稿

本当に長い期間、12年3か月、大変お世話になりました。教育新聞に12年間を今振り返ってということで、記事を掲載していただきました。6月27日に新聞が発刊されます。12年を振り返って、一つは、「生まれ変わることはできないけれども、自分を変えることができる」ということで、今の1日1日を大切に、明日を見ていくような子どもたちであってほしいですし、私たちもそういう姿勢でいるという思いを込めました。それから、「トップとしての自覚を持つ」ということで、校長が替わると学校が替わると言いますが、どのように変わってほしいのかという思いを込めました。色々考えましたが、文字数の関係で自分が心に残ったことを2点挙げさせていただきました。お時間がありましたら、またご覧ください。本当にありがとうございました。

○教育委員報告

・令和6年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会の報告

令和6年6月定例会の教育委員報告をいたします。去る5月31日に茨城県の古河市で行われました関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の総会及び研修会に参加しましたので、その報告を申し上げます。

私と事務局1名の参加でございます。内容につきましては、事業報告、決算、事業計画、予算、人事についての案が提案され、満場一致で承認をされたところであります。

それに引き続く研修会では、1つ目の演題が「誰一人取り残されない学びの保障に向けて、不登校対策COCOLOプランについて」、文科省の中村生徒指導室長から講演をいただきました。その次の演題は、「怪異談義、妖怪から学校の怪談まで」ということで、国立歴史博物館の常光名誉教授と古河歴史博物館の立石前館長に講演をいただきました。最初の文科省からの説明の中で、小中学校における不登校の状況についてということで、その要因が分析をされて発表されています。本人に関わる状況というところに非常にその原因が偏っていると思われるということで、その内容は無気力、それから不安ということで、小学校が50.9%、それから中学校が52.2%、両方を合わせると51.8%の児童生徒が無気力、不安という状況にあるという報告がされました。

また、富士宮市においても不登校が増えている状況で分析をする中、この不安とか無気力というような、ある意味捉えどころのない原因が増えているということは、何度か報告を受けておりますけれども、全国的にもそういった状況にあるということで話がございました。それに対して文科省では施策を具体化しているとのことでした。県として受け、それを市町村に展開するというような形で予算づけあるいは政策が今組み立てられているということがよく分かりました。

その中で、先ほど言いましたCOCOLOプランという関連事業で、令和6年度予算額で89億円の予算を計上しているということで、昨年度補正も入れて51億円に対して5割増しぐらいの予算を用意をしていますということでした。COCOLOプランについては、具体的には不登校の児童生徒全ての学びの場を確保するというので、学びの多様化学校や校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置、教育支援センターのオンライン体制、アウトリーチ機能の強化、多様な学びの場、居場所の確保などの施策を具体的な予算化をして進めているということでもあります。これも県レベルでの対策を通じて市町村に下りてくる予算となります。

それから、不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業ということで、今年度予算残額が10億円ほどあるという話がありまして、各県においてそのような施策を進める希望のあるところについては、早急に対応をお願いしたいというような話もあったところであります。

その次に怪談話がありました。ちょっと違和感があったのですが、その中でもやっぱり常光先生

は、以前、学校の教諭だった経験から、「学校の怪談」という児童書をお書きになっていて、19巻も続いているそうです。先生方については、随分なじみのある本になっているのではないかと思います。それから、立石先生は、常光先生と共同研究をなさっていて、個人としては日本中のかっぱの研究をおやりになっているそうです。そして、常光先生の「学校の怪談」を受けて、現在、病院の怪談という切り口で怪談話を民俗学の立場で調査をしているとのことでした。学校怪談の話を聞いていく中で、発生するのがやっぱり年度初め、あるいは学期末、要するに学校の状況が変わる時期にそういう話が口伝えで伝わっていくということがあるそうです。その背景には子どもたちも先生方も生活に不安を持っていて、何か分からないけれども新しい環境になじめないとか、そういうときにそういった話題が広がるらしいというような分析もありました。つまり、先ほど言いました COCOLO プランの説明を文科省から聞いた後ですから、子どもたちが不安を思ったときには怪談話に興味を持つのかなということ、あるいは不登校になる原因は漠然とした何かが怖くてとか、なじめなくて行けなくなるのかなと思い、全く違った話が実は1つに感じたところで、なかなか茨城県教育委員会も手の込んだ講演をやってくれたと思いました。最後に私が閉会の挨拶をさせていただきましたけれども、大変有意義でありました。

第3 議第19号 富士宮市民文化会館リニューアル工事(建築工事)請負契約の締結について (教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第3、議第19号 富士宮市民文化会館リニューアル工事(建築工事)請負契約の締結について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課長)

議第19号 富士宮市民文化会館リニューアル工事(建築工事)請負契約の締結について説明いたします。

今年度予定しております富士宮市民文化会館の工事について、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ごとに入札を行います。このうち建築工事について、次ページのとおり6月議会の議案として審議いただくものです。

建築工事のみの理由について、これは契約管理課と公共建築課により計画的に実施していることで、最近入札が不調になることもあるため、最も金額が大きい建築工事を先に開札し、その結果で電気設備工事、機械設備工事の入札を実施するものです。入札は指名公開で、市内業者と共同企業体で実施することを条件に行いました。建設工事は、契約額18億6,549万円、相手方は浅沼・三与特定建設工事共同企業体となります。電気工事、機械設備工事については、後日報告させていただきます。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 19 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 20 号 富士宮市立芝川中学校普通教室棟建設工事(建築工事)請負契約の変更について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 20 号 富士宮市立芝川中学校普通教室棟建設工事(建築工事)請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課長)

それでは、議第 20 号 富士宮市立芝川中学校普通教室棟建設工事(建築工事)請負契約の変更について御説明いたします。

本案は、令和 5 年 6 月 22 日に締結いたしました請負契約の変更でございます。変更の理由は、渡り廊下等の単板ガラスを複層ガラスに変更すること等に伴い、契約の金額、変更前 11 億 5,500 万円から変更後 11 億 6,514 万 2,000 円となり、1,014 万 2,000 円の増額となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

変更の理由なのですけれども、単板ガラスから複層ガラスに変更ということですが、この効果とその理由について説明をお願いします。

(教育総務課長)

それでは、まず複層ガラスの変更する箇所についてでございますが、校舎南側の教室や特別室などは、常に生徒が使用する教室棟から当初から複層ガラスで設計をしておりました。しかしながら、トイレや廊下に面するガラスは、常に使用しないことから単板ガラスの設計をしておりましたが、最近の猛暑等を考慮しますと、複層ガラスにすることでエアコンのないトイレや廊下の遮熱性を高め、少しでも快適な状態で使用できるものと考え、変更をお願いするものでございます。

(教育長)

ほかにありましたら。

(教育委員)

同じく複層ガラスについてお聞きしたいのですが、温度の上昇を抑えることができるということで、省エネにつながっていいことだと思うのですが、教室棟以外の渡り廊下とトイレ以外のところは全て複層ガラスになるということでしょうか。

(教育総務課長)

委員おっしゃるとおりでございます。

(教育委員)

体育館とかもそういう形になるのでしょうか。

(教育総務課長)

体育館については今回の工事とは別で、もう既に出来上がっているものですから、そちらには影響しないと考えております。

(教育長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 20 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議第 21 号 富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について

(教育長)

次に、「日程第 5、議第 21 号 富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課長)

それでは、議第 21 号 富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について御説明いたします。

本案は、令和 5 年 9 月 14 日に締結いたしました請負契約の変更でございます。変更の理由は、重機による作業の安全性を確保するための鉄板の敷設等に伴い、契約の金額、変更前 3 億 4,100 万円から、変更後 3 億 4,369 万 5,000 円となり、269 万 5,000 円の増額となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

重機による作業の安全性を確保ということなのですが、これは当初の設計の見込み違いで発生するという事なのでしょうか。

(教育総務課長)

体育館の建設に当たり、当初見込んでおった地面の層が相当以上にぬかるんでいたことが分かりまして、重機による作業の安全性を確保するためには鉄板敷きを敷くことで安全を確保できるということが分かりましたので、変更をお願いするものでございます。

(教育委員)

そういった建築工程の見込み違いによるものも増額の対象になるのですね。

(教育総務課長)

委員おっしゃるとおり、当初予定していなかった鉄板敷きというのが敷かれることによりまして、相応の額が発生するものですから、変更ということで増額のお願いをするものでございます。

(教育長)

よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 21 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 22 号 令和 6 年度 6 月補正予算について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 22 号 令和 6 年度 6 月補正予算について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課長)

それでは、議第 22 号 令和 6 年度 6 月補正予算について御説明いたします。

令和 6 年度 6 月補正予算(教育委員会分)を御覧ください。初めに、歳入です。補正前の額の合計は 35 億 2,277 万 3,000 円で、今回の補正額 1,521 万 1,000 円を加えた補正後の合計額は 35 億 3,798 万 4,000 円となります。

次に、歳出です。補正前の額の合計は 73 億 9,161 万 9,000 円で、今回の補正額 3,267 万 2,000 円を加えた補正後の合計額は 74 億 2,429 万 1,000 円となります。

それでは、各課の補正内容について御説明いたします。初めに、教育総務課です。歳入、寄附金 25 万円の増額は、富士信用金庫様からの寄附でございます。

歳出、小学校費 25 万円の増額は、先ほどの寄附金によります児童用の図書の購入費用に充てる予定でございます。

次に、文化課です。歳入、国庫支出金 1,496 万 1,000 円の増額は、大鹿窪遺跡整備事業に係る国庫補助金の交付の採択によるものでございます。

歳出、社会教育費 3,242 万 2,000 円の増額は、先ほどの国庫補助金の採択を受け、遺跡等整備工事費を増額するものでございます。

なお、各課の補正予算の集計は、資料を御参照ください。

以上、議第 22 号 令和 6 年度 6 月補正予算についての概要でございます。よろしく願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(教育委員)

文化課の歳入で、補正額 1,496 万 1,000 円が国庫補助採択になったためということで説明がありました。それに対して支出が 3,242 万 2,000 円ということで、これについては国庫補助金に加えて、県並びに市の費用が支出予定となると理解をするわけですけれども、その内訳がありましたら教えてください。

(文化課長)

こちらの 3,242 万 2,000 円と補助金の金額の対象経費との関係ですけれども、補助金の対象経費がこの 3,242 万 2,000 円のうち 2,992 万 2,000 円となります。差額の 250 万円につきましては附帯工事となります。附帯工事のほうは補助金の対象外、史跡の指定地の外、主に外で行う工事等がこれに当たります。

(教育委員)

附帯工事に関する部分の支出は市単独費ということでしょうか。

(文化課長)

市単独費となります。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 22 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

第 7 議第 23 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 7、議第 23 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(社会教育課長)

議第 23 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について説明いたします。

本案は、令和 5 年 7 月 1 日に富士宮市生涯学習委員会設置条例第 3 条第 2 項第 2 号の社会教育の関係者として委嘱した富士宮市 PTA 連絡協議会の会長から、富士宮市 PTA 連絡協議会の会長を退任したことに伴い辞任願が提出されたため、補欠委員を委嘱するものです。

補欠委員は、2 号委員 1 人です。なお、任期は富士宮市生涯学習委員会設置条例第 4 条の規定に基づき、前任者の残任期間であります令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 1 年間となります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 23 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

第 8 議第 24 号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 8、議第 24 号 富士宮市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校給食センター所長)

それでは、議第 24 号 富士宮市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、委員の所属機関における人事異動などに伴い新たに推薦いただき、富士宮市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定に基づき、富士宮市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱するものです。

新委員は、第 1 号委員 1 人、第 2 号委員 2 人、第 3 号委員 1 人、第 4 号委員 4 人、第 5 号委員 1 人、以上の 9 人です。なお、任期前任者の残任期間である令和 6 年 7 月 21 日から令和 7 年 7 月 20 日までとなります。

また、議第 24 号の資料としまして、富士宮市立学校給食センター運営委員会委員名簿を添付しましたので、御覧ください。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 24 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

それでは、これもちまして 6 月定例会を閉会します。お疲れさまでした。